



三輪厚二税理士事務所／相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <http://www.souzokuzouyo.com>

## ◆ 契約者貸付金等がある場合の生命保険金

**Q**：父が亡くなり、生命保険金が入金になりましたが、契約者貸付金が控除されています。この場合の非課税となる生命保険金の金額はどうなりますか？

**A**：次のように取り扱われます。

### 【解説】

生命保険金は、法定相続人1人当たり500万円が非課税となりますので、契約者貸付金や未払込保険料の額などがあり、生命保険金からこれが差し引かれている場合には、どの金額が非課税になるのか気になるところですが、これについては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次によることとされています。

#### ①被相続人が保険契約者である場合

保険金受取人は、その契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、その控除に係る契約者貸付金等の額に相当する保険金及びその控除に係る契約者貸付金等の額に相当する債務はいずれもなかったものとする。

#### ②被相続人以外の者が保険契約者である場合

保険金受取人は、その契約者貸付金等の額を控除した金額に相当する保険金を取得したものとし、その控除に係る契約者貸付金等の額に相当する部分については、保険契約者がそれに相当する部分の保険金を取得したものとする。

